## 計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応指針

東京ハッシュ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、取り扱う暗号資産に係るブロック チェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート(以下、 「ハードフォーク」といいます。)の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新た な暗号資産(以下、「新暗号資産」といいます。)が生じる場合の取扱いは、以下の方針に基づ き対応を実施いたします。

## 1. 計画されたハードフォークへの対応について

- (1) 当社は、当社が現に取り扱う暗号資産に対するハードフォークの計画に関する情報収集に努めます。
- (2) 当社は、前項の情報収集により、ハードフォークの発生時期、ハードフォークの内容、 ハードフォークを計画する主体、ハードフォークの目的及び予測される効果、ハード フォークによりお客さまに生ずるリスクなど、お客さまが暗号資産の利用を判断する ために必要となる情報を得た場合には、適宜、お客さまに提供するよう努めます。
- (3) 当社は、ハードフォークによりお客さま資産の保全及びお客さまとの取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合には、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当社の裁量により、当社の定める期間、暗号資産の売買、預入及びその他当社が提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の全部又は一部を一時停止するなど、お客さまの資産の保全及びお客さまとの取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じます。また、当社は、本サービスの全部又は一部を一時停止する等の措置を行った場合には、お客さま資産の安全性が確認できた場合に限り、かかる本サービスの一時停止措置等を解除します。
- (4) 前項の措置を講ずる場合には、お客さまに対し、事前に告知します。ただし、緊急に停止せざるを得ない場合を除きます。
- (5) 当社は、本サービスの一時停止の開始及び停止した本サービスの再開について、速やかにお客さまに告知します。また、再開時期をあらかじめ定めずに本サービスを停止した場合には、本サービスの再開見込みについて、随時、お客さまに情報を提供します。
- (6) ハードフォークの発生に伴い行った本サービスの一時停止期間中に生じた暗号資産 の価格変動によるお客さまの損失については、当社は一切の責任を負いません。また 当社が公表した情報の真偽や公表の遅滞によるお客さまの損失について、当社は一切 の責任を負いません。

## 2. 新暗号資産のお客さまへの付与について

(1) 当社は、ハードフォークの基となる暗号資産(以下、「オリジナル暗号資産」といいます。)の価値が新暗号資産に移転したと認められる場合には、原則として、新暗号 資産をお客さまに付与するものとします。

- (2) 当社は、前号に基づきお客さまに新暗号資産を付与する場合には、次に定める事項を 十分に確認するものとし、すべての事項を満たしていることが確認できない場合、新 暗号資産の付与を行わないものとします。ただし、当該新暗号資産が次に定めるすべ ての事項を満たしている場合であっても、新暗号資産を付与することが経済合理性に 欠ける場合又はその他の事情により、当社が付与することが不合理又は不適切だと判 断した場合には、当該新暗号資産を付与しないことがあります。また、ハードフォー クにより複数の新暗号資産が発生した場合には、発生したそれぞれの新暗号資産につ いて、付与の要否を判断するものとします。
  - ① 新暗号資産について、第三者による不正な移転を防止する措置 (Replay Attack の 防止措置等) が講じられていること。
  - ② 新暗号資産について、お客さまの資産を侵害する仕組みが講じられていないこと。
  - ③ 新暗号資産の有する機能が、不正・違法な行為を誘引するものではないこと。
  - ④ その他、当社が不適切と認める事情がないこと。
- (3) 当社は、前2号に基づき新暗号資産を付与すべき場合、新暗号資産の付与に代え、新暗号資産相当額の金銭をお客さまに交付することがあります。この場合、新暗号資産相当額を算出する基準をあらかじめお客さまに告知します。
- (4) 第1号に基づく新暗号資産の付与時期及び前号に基づく金銭の交付時期は、当社が定めるものとします。当社は、新暗号資産の流通上の安全性等や新暗号資産相当額等の確認等のため、ハードフォークの直後には新暗号資産の付与及び新暗号資産相当額の金銭の交付をすることができないことがあります。
- (5) 当社が新暗号資産の付与又は新暗号資産相当額の金銭の交付を行うと判断した場合であっても、ハードフォークが実行された時点から新暗号資産の付与時点又は新暗号資産相当額の金銭の交付時点で口座を解約されていたお客さまは、付与又は交付の対象にならないことがあります。

## 3. お客さまへの告知方法について

本対応指針に定めるお客さまへの告知及び情報提供は、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信又はその他の当社が適切と認める方法で行うものとします。

以上

2021年9月13日 東京ハッシュ株式会社